



分介発第 0623001 号
平成 20 年 6 月 23 日

社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿

社会保障審議会介護給付費分科会
分科会長 大森



介護事業経営実態調査の調査票回収の協力依頼について（至急の協力依頼）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「介護事業経営実態調査」（以下、本調査）につきましては、各関係団体に対して、厚生労働省からの通知（5月12日付老計発第0512001号、老振発第0512001号、老老発第0512001号）により、本調査の精度を高めるため調査客体数を一定程度確保する必要性についてお知らせするとともに、本調査の回答への協力依頼がなされているところですが、現時点における調査票の回収は別表のように不十分な状況となっています。

介護報酬は、介護保険法上、「介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定する」とこととされており、本調査で把握する各サービス事業所の経営実態は、平成21年介護報酬改定上、不可欠な基礎データとなります。

また、昨今の介護従事者の確保や処遇の改善が必要であるため、本年5月21日には、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で成立しました。同法では「平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。

介護給付費分科会は、今後、上記法律の主旨を踏まえ、本調査の結果等を基に介護報酬改定の議論を行うこととしていますが、6月18日に開催しました当分科会において、介護サービス事業所の経営の状況を地域や規模ごとにきめ細かく分析し、対応を考慮すべきセクターを見定めて介護報酬改定に的確に反映させるためには、本調査の回答数を一定程度確保し、その精度を高める必要性が各委員から述べられたところです。

本調査の事務局においては、調査票の返送期限を過ぎた現在もなお、調査をお願いした施設・事業所に対し、調査票の提出を依頼し、その回収に努めているところです。

当分科会といたしましても、ご面倒をおかけしますが、各関係団体におかれましては所属する施設・事業所等に対し、改めて本調査の回答への協力について周知いただきますようご協力頂きたく、お願いする次第です。